

通し 番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・ 性別	問題となった 医療行為の内容	被告の類型 (医療施設、 介護施設、公 立、私立等)	意思決定が困 難な理由	親族の有 無	本人に代わっ て意思決定を した人の有 無、いる場合 の続柄	請求認 容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例 ソフト	担当者	該当度 (低1～高5)
1	東京地裁	R1. 5. 30	LLI/DB L07431997	平成30年（ワ） 13971	慰謝料請求 事件	1		84・女	経鼻胃管栄養 注入手術	独立行政法人 病院	アルツハイ マー型認知症	子		棄却	当該医療行為に対する子の同意を得なかったことを「過失」としたが、そもそも「同意」まで不要な医療行為と判断して棄却した事案 原告は、経鼻胃管栄養注入手術を開始する際に原告（子）の同意を得なかった過失があると主張したが、被相続人の当時の状況から、経鼻注入をしたことは医師の合理的裁量の範囲内の医療行為であり、経鼻注入それ自体はそれほど医的侵襲性の高い医療行為であるとか危険性の高い医療行為ではないとして、説明義務違反はないとした。	判例秘書	松隈	1
2	旭川地裁	R2. 3. 19	LLI/DB L07551291	平成28年（ワ） 54号	損害賠償請 求事件	1		87	術後の鎮静剤 ホリゾンの過 剰投与	私立病院	アルツハイ マー型認知症	弟ら	弟	一部認容	一般的に「親族」に対しても患者同様に説明責任があるとし、「弟」への説明等がないと過失を認定したが、「親族」の射程範囲はどこまでとなるか検討を要する事案 医師の患者に対する説明責任について最高裁判例を引用して説明した上で、「このことは、説明の相手方が患者自身ではなく、その親族となる場合にも同様であると解される」としている。 本件では、弟（原告）に対する経過観察の余地も含めた説明等がなされていないと認定。不法行為が成立するとした。	上記同	松隈	2
3	東京地裁	R2. 7. 20	LLI/DB L07531393	平成29年（ワ） 26499	損害賠償請 求事件	1		80・男	入院中の手術 及び術後の管 理を怠った	私立病院	中等以上の認 知症	子ら		棄却	「本人の意思を代弁できる家族に対して医療行為に関する適切な説明がされる必要がある」とし、その代弁者の選択は誰かに関し、「入院時意思確認書」に記載されていることが有用とも解される事案。 医師が本人（被相続人）に対して医療行為に関する説明をしない場合でも本人の利益を擁護し、その意思を代弁できる家族に対して医療行為に関する適切な説明がされる必要がある。本件では、遠方に暮らす原告（次男）のほかに、同居していた長男があり、入院時意思確認書には病状説明は長男とすると回答があった。よって、本人の弟、長男または原告（次男）のいずれかに対して説明を行っていれば、原告に説明していなくても、義務違反には当たらないとした。	上記同	松隈	3
4	東京地裁	R3. 9. 24	LLI/DB L07631302	令和元年（ワ） 17871号	損害賠償請 求事件	1		88・男	医師が慢性腎 臓病等と診断 する注意義務 を怠った	医療法人社団 （老健）	認知症	子		棄却	原告主張の争点の一つに「身元引受人・キーパーソンと後見人（弁護士）」に対する説明義務の有無があったが、当該事項が説明義務の範囲に当たらないとして、当該争点自体が明確にならなかった事案 原告は、入所時に、身元引受人・キーパーソン（原告・娘）と後見人（弁護士）に対して、診療情報提供書に記載された内容から本人にどのような健康上の問題点があり、・・・どのような医療、医学的管理対応がどれなのか、とれなにかを十分に説明する義務を負うと主張したが、裁判所は、そもそも、本件ではそこまでの義務はないとした。原告の主張では、説明責任の範囲が極めて広範になるおそれがあり妥当ではないとした。	上記同	松隈	1
5	名古屋地裁	R5. 1. 20	LLI/DB L07850157	令和元年（ワ） 4494	損害賠償請 求事件	1		91・女	身体拘束	私立病院	高齢による認 知症	子ら5名		棄却	※ 身体拘束は、客観的基準で評価されるので、「同意」という観点からは外れる事例になると思われる。	判例秘書	松隈	1

通し 番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・ 性別	問題となった 医療行為の内容	被告の類型 (医療施設、 介護施設、公 立、私立等)	意思決定が困 難な理由	親族の有 無	本人に代わっ て意思決定を した人の有 無、いる場合 の続柄	請求認 容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例 ソフト	担当者	該当度 (低1～高5)
6	東京高裁	H29.7.31	ジュリス ト・258号・ 200頁	平成28年（ネ） 第5668号	損害賠償請 求控訴事件	控訴 審	控訴人 （原告 控訴（上 告棄却）	89・女	延命措置を行 わなかったこ と（終末期医 療）	附属病院	脳梗塞による 入院からの意 識障害 （「ごく簡単 な日常会話が 成り立つ程度 には意識状態 が回復してい た時もあった と認められる が、そのよう な意識状態で あったも、延 命措置につい て自ら意思決 定することは やはり困難で あったといわ ざるを得ない。」）	長男Y 2、長女 X、次女	長男Y 2	棄却	【医師が親族のうちキーパーソンに対してのみ患者の病状の説明を行ったとしても医師の説明義務違反が認められないこと、及びキーパーソンを通じて親族の意見を集約する方法を採ったことが医師の裁量の範囲内であると判断した事案】 控訴人は、被控訴人Y 2兩名による8月20日の末梢点滴（D i v）の拒否、8月27日の高度医療の拒否、9月3日の経鼻酸素吸入拒否、9月7日の延命措置の拒否のそれぞれの局面において、被控訴人法人から説明がされるべきであった旨主張する。しかし、証拠（乙A3、丙C7、丙C8、証人C医師の原審供述、被控訴人Y 2の原審供述）及び弁論の全趣旨によれば、C医師は、上記6月18日及び同月29日の説明のほかにも、亡Bの家族のキーパーソンと認識した被控訴人Y 2に対して、上記の日に限らず、適宜、亡Bの病状について説明をしていることがうかがえる。その上、そもそも亡Bの病状は、時期により変化がありリハビリも行われ転院が検討されたこともあったとはいえ、基本的には、6月18日の入院時から9月7日の死亡時に至るまで一貫して脳梗塞に伴う重篤な状態が継続しており、終末期医療の段階にあったと評価できるものであるから、C医師における6月18日及び同月29日の説明では不十分であって再度上記の各機会に説明をすべきであったということもできない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。 控訴人は、本件においては、控訴人は頻繁に病院にお見舞いに来ており、家族全員を集めて説明をするか、個別に説明することが可能であったのに、亡Bの家族に対しキーパーソンの役割も説明していないものであり、説明義務を果たしていない旨主張する。 しかし、たとえ控訴人が頻繁に病院にお見舞いに来ていたとしても、本件において、控訴人を含めた亡Bの家族の全員に対して個別に連絡を取ることが容易な状況であったことを具体的に認めるに足りる証拠はなく、そうである以上、前記補正後の引用に係る原判決の説示のとおり、キーパーソンを通じて患者の家族の意見を集約するという方法が不合理であるとは認められない。	判例秘書 L 07220922	熊田憲	2
7	東京地裁	H28.11.17	判タ・1441 号・233頁 判時・2351 号14頁	平成26年（ワ） 第25447号	損害賠償請 求事件	第一 審	原告 控訴	89・女	延命措置を行 わなかったこ と（終末期医 療）	附属病院	脳梗塞による 入院からの意 識障害 （「ごく簡単 な日常会話が 成り立つ程度 には意識状態 が回復してい た時もあった と認められる が、そのよう な意識状態で あったも、延 命措置につい て自ら意思決 定することは やはり困難で あったといわ ざるを得ない。」）	長男Y 2、長女 X、次女	長男Y 2	棄却	【医師が親族のうちキーパーソンを通じて親族の意見を集約する方法を採ったことが医師の裁量の範囲内であると判断した事案】 D医師が亡Aの意思を確認できなかったとしても、亡Aの家族からの聴き取りや話し合いが十分であったかが問題となるが、前記認定事実（4）のとおり、D医師は、亡Aの終末期医療の方針決定において、被告Y 2を亡Aの家族の中のキーパーソンであると認識し、被告Y 2の意見を参考にした上で、前記認定事実（20）のとおり、亡Aについて、経鼻酸素吸入は当直時間帯を除いて行わず、心停止に陥っても心肺蘇生は行わないことを決定しているところ、医師が患者の家族の全員に対して個別に連絡を取ることが困難な場合もあり、また、延命措置には費用や介護の分担など家族の間で話し合っべき事柄も伴うことからすれば、上記のようにキーパーソンを通じて患者の家族の意見を集約するという方法が不合理であるとは認められず、そのような方法を探ることも医師の裁量の範囲内であると解される。 なお、キーパーソン以外の家族がキーパーソンと異なる意見を持っており、そのことを医師において認識し得た場合には、その者からも個別に意見を聴くことが望ましいといえるが、前記（1）エのとおり、本件においては、原告がD医師や被告Y 2に対し延命措置について何らかの具体的な意見を述べた事実は認められないから、D医師がキーパーソンである被告Y 2から延命措置に関する家族の考え方を聴取した当時、原告がキーパーソンである被告Y 2と異なる意見を持っており、D医師においてそのことを認識し得たとは認められない。 したがって、被告法人が、原告を含む亡Aの家族との間で十分に話し合っって亡Aにとって最善の治療方針を決定すべき注意義務に違反したと認めることはできない。	判例秘書 L 07133101	熊田憲	4

通し 番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・ 性別	問題となった 医療行為の内容	被告の類型 (医療施設、 介護施設、公 立、私立等)	意思決定が困 難な理由	親族の有 無	本人に代わっ て意思決定を した人の有 無、いる場合 の続柄	請求認 容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例 ソフト	担当者	該当度 (低1～高5)
8	東京地裁	H21.12.10		平19(ワ)2 8251号	損害賠償請 求事件	第一 審	不明	90・男	人工呼吸器の 装着を早く行 うべきであっ たかどうか。 (もともと本 人は装着拒否 していた。死 亡の12日前 に人工呼吸器 を装着し た。)	私立病院(本 人は医師であ り被告病院の 創立者)	本人には判断 能力の低下の 証拠は特にな い。家族間に診 療方針について 対立があっ た。	長男～六 男、長女 ～四女	なし	棄却	人工呼吸器の装着について本人の拒否が明確である事案 (医師である本人)が人工呼吸器の装着という医療行為を拒否するとの明確な意思を示している事情の下では、このような意思決定は、人格権の一種として尊重されるべきである。 (なお、原告らを除く家族において、本人に確認しながら「治療に対しての患者家族の意思」と題する書面を作成している。同書面には「家族も患者本人も、人工呼吸器、経管栄養、IVHといった治療は、元来希望していない。」等と記載があるところ、この書面に本人も署名していた。)	ウエスト ロー	篠田	1
9	東京地裁	H24.9.27		平23(ワ)2 1913号	損害賠償請 求事件	第一 審	不明	49・女	乳癌の手術中 に行った乳房 再建術が同意 なしに行われ たかどうか。	私立病院	手術の麻酔に より意識がな かった。	夫と母	夫と母	棄却	乳癌の手術自体は本人が同意して行っているが、手術中に乳房再建術が追加で必要と医師が判断し、これについて麻酔で意識のない本人に代わって夫と母が同意した事案 遊離脂肪弁移植を行うか否かの判断は、本件手術中に迅速に行わなければならないところ、原告の夫及び原告の母は、原告の意思を考慮して、原告の自己決定を代替し得る者である	ウエスト ロー	篠田	2
10	東京地裁	H24.12.20	医療訴訟判 例データ ファイル (消化器内 科)	平23(ワ)2 1137号	損害賠償請 求事件	第一 審	不明	78・不明	中心静脈への カテーテル挿 入に家族の同 意が必要かど うか。	私立病院	特になし	子3名	なし	棄却	本人の同意はあったが家族の同意がなかった事案 CVCを行う際は、細い針を用いて局所麻酔を行った上で、カテーテルを挿入するのであり、カテーテル挿入自体に痛みを伴うものではないから、本人に行われていた点滴と比して苦痛が大きいとはいえず、むしろ、CVCを行うことにより、末梢血管の確保が困難な状態の下で、点滴を行う毎に針を刺す必要がなくなることに照らせば、本件CVCの実施が本件治療指針ないしはその趣旨に反するものであるとはいえず、必ずしも、原告らの同意を得た上で行うべきものであるとはいえない (CVCは一定の危険性を伴うものであり、本人の同意を得て行う必要があるところ、医師は、本人の同意を得て本件CVCを実施したものと認めることができる)	ウエスト ロー	篠田	1
11	東京地裁	H25.11.23	医療訴訟判 例データ ファイル (説明義 務)	平25(ワ)8 72号	損害賠償請 求事件	差戻し後 第一 審	不明	82くらい・ 女	本人の左足壊 死部分を切断 しなかったこ とが過失ない し注意義務違 反に当たるか	私立病院	糖尿病意識障 害。 家族間に診療 方針について 対立があっ た。	夫、長 女、次 男、三男	次男(原告)	棄却	本人の意思決定が困難な状況下において、家族が医師からの切断の提案を拒否していた事案 原告は、東京西徳洲会病院においてBの左下肢の外科的処置に同意せず、被告病院においても8月11日にG医師からの左足壊死部分の切断の提案を拒否し、その後も担当医の説得に応じなかったものと認められるから、被告病院の担当医がBの左足壊死部分を切断しなかったことが過失ないし注意義務違反に当たるとは認められない	ウエスト ロー	篠田	1

通し 番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・ 性別	問題となった 医療行為の内容	被告の類型 (医療施設、 介護施設、公 立、私立等)	意思決定が困 難な理由	親族の有 無	本人に代わっ て意思決定を した人の有 無、いる場合 の続柄	請求認 容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例 ソフト	担当者	該当度 (低1～高5)
12	名古屋地 裁一宮支 部	H18.9.13	民集64巻1号 266頁	平成16年 (ワ)392号	損害賠償請 求事件 一宮身体拘 束事件	第一 審	原告 控訴	80・女	深夜、せん妄 状態にある患 者に対する身 体拘束	私立病院	夜間せん妄	長女	親族の意思決 定なし	棄却	本人が同意できず、かつ家族の事前同意なしの事案 (争点の1つ)親族に対する説明義務等の有無 ・(前提争点として)転倒転落の危険の切迫性、常時付添は事実上困難で代替手段なし、抑制態様は必要最小限度であり、本件抑制は違法ではない。 ・抑制について、患者に説明できない場合には家族等に説明すべきであったと一応解される。 ・しかし、抑制の事実それ自体は患者の治療に関する自己決定権や医療機関が患者に対して負う診療義務そのものに包含されるとまではいえない。	TKC	長坂	5
13	名古屋高 等裁判所	H20.9.5	判時2031号 23頁 民集64巻1号 266頁	平成18年 (ホ)872号	損害賠償請 求控訴事件 一宮身体拘 束事件	控訴 審	上告 受理申立	80・女	深夜、せん妄 状態にある患 者に対する身 体拘束	私立病院	夜間せん妄	長女	親族の意思決 定なし	一部認容	本人が同意できず、かつ家族の事前同意なしの事案 (争点の1つ)家族に対する説明義務等の有無 ・(前提として)切迫性や非代替性はなく、身体抑制は違法。 ・患者の心身の状態から同意が得られない場合には、保証人である家族の同意を要する。 ・本件拘束の3日後に家族に伝え、4日後に看護師長らから説明されており、若干遅れたものの説明義務は尽くされている。 → 家族の同意を要するとしつつ、事後でもよいという判断。その理由は説明されていない。	TKC	長坂	5
14	最高裁第 三小法廷	H22.1.26	判タ1317号 109頁 判時2027号 54頁 民集64巻1号 266頁	平成20年 (受)2029号	損害賠償請 求事件 一宮身体拘 束事件	上告 審	確定	80・女	深夜、せん妄 状態にある患 者に対する身 体拘束	私立病院	夜間せん妄	長女	親族の意思決 定なし	破棄自判 棄却	・他に転倒転落の危険を防止する適切な代替方法はなく、抑制行為の態様は必要最小限度、本件抑制行為は違法ではない。 ・(上告受理申立の理由として説明義務違反の判断の誤りは挙げられず、上告審では判断されていない。)	TKC	長坂	1
15	東京地裁	H16.1.30	裁判所ウェ ブサイト	平成14年 (ワ)2297号	損害賠償請 求事件	第一 審	不明	64・男	食道癌に対す る食道切除術 (食道癌の診 断で食道切除 術を受けたと ころ、摘出病 家の病理組織 検査では癌細 胞が検出され なかった事 案)	病院	一部説明なし	妻	妻	棄却	一部の症状説明しか受けておらず、患者本人が完全な意思決定ができなかったと争われた事案 (術前説明に関する認定事実) ・患者本人には食道潰瘍とのみ説明。患者妻、長男に食道癌と説明。 ・患者妻から、患者本人には食道癌と云わないでほしいと依頼。 ・患者には、術式と周術期合併症について説明。患者の了解のもと、手術同意書は患者妻が署名を代筆。 (判断) ・あらかじめ患者本人から家族の反対があっても自身に告知を行うよう告げられた特別の事情がない本件では、家族の依頼に従って、患者本人に告知をしなかったことは説明義務違反にはならない。 → 家族には癌告知をしていること、本人にも診断名は伝えていないが手術に伴うリスクは説明して同意を得ていたことがポイントか。	TKC	長坂	5

通し 番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・ 性別	問題となった 医療行為の内容	被告の類型 (医療施設、 介護施設、公 立、私立等)	意思決定が困 難な理由	親族の有 無	本人に代わっ て意思決定を した人の有 無、いる場合 の続柄	請求認 容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例 ソフト	担当者	該当度 (低1～高5)
16	名古屋地 裁	H19.2.15	なし	平成17年(ワ) 3537号	損害賠償請 求事件	第一 審	不明	年齢不明 ・男	末期肝癌及び その副腎転移 にり患し、抗 がん剤治療、 ラジオ波焼灼 法を受けた後 死亡した事案	公立病院 私立病院	一部説明なし	妻、子	妻、子	棄却	一部の症状説明しか受けておらず、患者本人が完全な意思決定ができな ったと争われた事案 (前提となる認定事案) ・CT検査等から多発性肝癌が疑われたが、患者本人への精神的影響を考慮 し、直ちに「癌」とは説明せず、肝臓等に「大きな腫瘍」がある、増大す れば死に至る等の説明をした。 ・無治療の場合、予後は数カ月～5、6カ月と予想された。 ・家族には癌であることを説明。家族は患者本人に伝えないことを希望。 ・家族は、抗がん剤投与等の副作用の大きい延命治療は拒否。 ・患者本人は治療に協力的であったため。医師の説明の際「腫瘍」を用い て適宜説明を行い、患者本人から同意を得て治療を実施した。 (判断) ・(癌の告知義務違反について) 癌という病名を告知しなかったことは、 終末期医療の現場の多くで採用されている指針に沿ったもので、相応の合 理性を有している。 ・癌という病名を除き、罹患している病気の内容及びその原因、放置した 場合の危険性、これに対する治療法などの詳細を説明していることが明ら かであるから、患者が癌告知の実質的根拠と考えられる自己決定権を行使 するに当たって、特段の支障はなかったと推認することができる。 ・癌の告知義務を懈怠するものではない。 ・(抗がん剤治療に関する説明義務) 遺族は、患者本人は自分が癌に罹患 していることを理解していなかったことを前提に、患者の治療について、 真の病状を知らない患者の自己決定権よりも、これを知っている家族であ る原告らの決定権が優先する旨主張。 ・医師は患者との間の診療契約に基づき説明義務を負うものであるから、 医的侵襲行為を含む治療に関する説明義務を受け、これに同意する主体 は、患者本人が判断能力を欠いているため説明を受けることができないな どの特段の事情のない限り、患者本人であることは当然である。患者本人 の自己決定権よりも家族である原告らの決定権が優先する旨の原告らの主 張は、仮に患者が自分の病気が癌であることの理解を欠いていたとして も、採用することはできない。	TKC	長坂	5
17	名古屋地 裁	H19.6.14	判タ1266号 271頁	平成18年 (ワ)1190 号	損害賠償請 求事件	第一 審	確定	72・男	患者が前立腺 癌の告知を受 けながら適切 な治療を拒否 した事案	診療所	— (患者本人が 意思決定)	子	—	棄却	患者の意向で、家族に患者の病状告知がなされなかった事案 家族に対して患者の癌を告知すべき法的義務の有無 (判断) ・疾患についての治療法等の選択は、最終的には患者自身の判断に委ねる べき。 ・患者の家族に対して癌を告知したことにより、家族らが患者を説得した 結果、患者の気持ちが変わることがないとはいえないとしても、そのこと から直ちに家族に対して癌を告知すべき法的な義務が生じるとまではいえ ない。	TKC	長坂	5

通し 番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・ 性別	問題となった 医療行為の内 容	被告の類型 (医療施設、 介護施設、公 立、私立等)	意思決定が困 難な理由	親族の有 無	本人に代わっ て意思決定を した人の有 無、いる場合 の続柄	請求認 容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例 ソフト	担当者	該当度 (低1～高5)
18	大阪高裁	H18.6.8	民集62巻5号 1238頁	平成17年 (ホ)9号	損害賠償請 求控訴事件	控訴 審	上告	67・男	大動脈弁閉鎖 不全に対する 大動脈弁置換 術中、縫合部 位からの出血 し、縫合から 25時間で死亡 した事案	大学病院 医師	— (患者本人が 意思決定)	妻、子	—	一部認容	患者の意思決定のために、誰が説明を行うべきか 主治医と当該診療科教授の双方の説明義務違反を認定 ・大動脈弁の脆弱性は予見可能であり、重度の出血が起こり、バイパス術の選択等深刻な事態が起こる可能性があることを説明すべきであったが、それを怠った。 ・チーム医療を行っている大学病院では、患者が執刀医について強い関心を持していることを事前に伝えていた等の特別の事情がない限り、執刀医が誰かや執刀医の変更を説明すべき義務はない。 ・説明義務違反と死亡との間の相当因果関係は否定。	TKC	長坂	3
19	最高裁第 一小法廷	H20.4.24	判タ1271号 86頁 民集62巻5号 1178頁	平成18年 (受)1632 号	損害賠償請 求事件	上告 審	—	67・男	大動脈弁閉鎖 不全に対する 大動脈弁置換 術中、縫合部 位からの出血 し、縫合から 25時間で死亡 した事案	大学病院 医師	— (患者本人が 意思決定)	妻、子	—	破棄差戻	患者の意思決定のために、誰が説明を行うべきか 当該診療科教授の説明義務について ・チーム医療の総責任者は、患者やその家族に対し、手術の必要性、内容、危険性等についての説明が十分に行われるように配慮すべき義務を有する。 ・しかし、チーム医療の総責任者は、常に自ら行わなければならないものではない。 ・主治医が十分な知識、経験を有している場合には主治医に説明を委ねることを許される。 ・主治医の説明が不十分でも、総責任者が必要に応じて主治医の指導、監督していた場合には説明義務違反の責任を負わない。	TKC	長坂	3
20	東京地裁	H19.4.25	裁判所ウェ ブサイト	平成16年 (ワ)1528 8号 平成16年 (ワ)2335 1号 平成18年 (ワ)1164 5号	損害賠償請 求事件 独立当事者 参加申立事 件 独立当事者 参加申立反 訴事件	第一 審	不明	52・女	C型慢性肝炎に 対するイン ターフェロン 注射治療を 受けたところ 、その副作用 であるうつ病 に陥り自殺した 事案	病院	— (患者本人が 意思決定)	夫、子	—	棄却	患者の意思決定のために、どのように説明すべきか ・インターフェロン療法のパフレットを交付。そこには副作用としてうつ病症状や自殺企図があること、副作用の対処法等が記載。 ・説明の方法は口頭に限られず、必要な情報を記載した書面を交付することでも説明義務は果たされる。	TKC	長坂	3
21	名古屋地 裁	H15.11.28	判例時報1 884号1 07頁	平成11年 (ワ)第953 号	損害賠償請 求事件	第一 審	確定	63・男	カテーテルア ブレーション	学校法人A附属 病院	被告の主張で は、本人から 「息子に説明 して欲しい」 との指示あり	息子		説明義務 違反なし	【「誰に説明をすべきか」との点について、たとえ本人から息子に説明をするよう指示があったとしても、自己決定権の観点からは、本人に判断能力がある場合には本人自身に説明すべきとした事案】 病院側は、原告の指示とおり息子に対し、手術に付随する危険性を説明し、たと主張したが、「診療契約上の説明義務は、自己の身体への医的侵襲を承諾するか否かは自ら決めるという自己決定権に由来するのであるから、患者本人に判断能力がない等の特段の事情のない限り、本人自身に説明すべきであり、本件において原告自身が判断できないような特段の事情があったとは認められず、上記主張は理由がない。」との判断。	D1—Law	山下	4

通し 番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・ 性別	問題となった 医療行為の内容	被告の類型 (医療施設、 介護施設、公 立、私立等)	意思決定が困 難な理由	親族の有 無	本人に代わっ て意思決定を した人の有 無、いる場合 の続柄	請求認 容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例 ソフト	担当者	該当度 (低1～高5)
22	大阪地裁	H15.10.23	判例タイムズ1173号247頁		損害賠償請求事件	第一審	確定	男	経皮的CT（コンピュータ断層撮影）ガイド下肺針生検	国立病院	本人に意思決定が困難な理由なし	子		説明義務違反なし	・家族に対する説明義務が争われ、本人の判断能力・検査の危険性・治療経過における検査の位置づけ等の事情を考慮し、家族に対する説明義務まではないとした事案。 本人の判断能力や同意能力等に問題があったとかがわける事情は存在せず、比較的危険性の少ない検査であり、また診断確定のための検査であって治療方法等を決定する段階などとは状況が異なっていることに鑑みれば、Y大病院の医師らが、本人のみならず、その家族である原告らに対し、本件生検につき説明すべき注意義務を負担していたとはいえない。	D1—Law	山下	2
23	最高三小判	H14.9.24				上告審	確定	男	癌の告知	財団法人秋田県成人病医療センター	治癒・延命が困難であることから患者本人には告知するのとは相当でない」と判断。家族へ連絡をとり告知を試みることをしなかった。	子		説明義務違反あり	【家族に対する説明義務が争われ、本人への告知の有無、診断結果の重要性などの事情の下では、患者本人が家族からの協力・配慮を受ける権利は法的保護に値するとして、連絡をとり得る親族への説明義務を認めた事案】 患者の余命に限られており、医師が患者本人にはその旨を告知すべきではないと判断した場合には、患者本人やその家族にとつてのその診断結果の重大性に照らすと、当該医師は、診療契約に付随する義務として、少なくとも、患者の家族等のうち連絡が容易な者に対しては接触し、同人又は同人を介して更に接触できた家族等に対する告知の適否を検討し、告知が適当であると判断できたときには、その診断結果等を説明すべき義務を負う。物心両面における家族からの協力と配慮は、患者本人にとって法的保護に値する利益である。 ※最高裁H7.4.25も同旨	D1—Law	山下	4
24	東京地判	H13.9.17	判例タイムズ1181号295頁			第一審	確定		退院に際し、患者又は介護者に対し、患者の病気の内容及び病状の軽重、治療・介護の意義及び必要度、気をつけるべき自覚症状、日常生活上の注意並びに転医の必要性などの概略を説明	国立病院	末期がん	有		請求棄却	【退院に際しての病状等の説明を誰にすべきかとの点について、説明の趣旨からすれば、近親者でも介護に携わっていない者に対して説明義務を負うものではないと判断した事案】 ・医師は、患者の退院に際し、患者又はその介護者に対し、患者の病気の内容及び病状の軽重、治療・介護の意義及び必要度、気をつけるべき（直ちに医療機関にかかるべき）自覚症状、日常生活上の注意（励行すべき事項、禁止しないし制限すべき事項等）並びに転医の必要性などの概略を説明すべき義務を負っている。 ・上記説明義務の趣旨からすれば、説明の相手方は、介護に携わる者ということになり、たとえ患者の近親者であっても、患者の介護に携わっていない者に対しては、説明する法的義務はない。 ・唯一の実子であっても、本人が心理的に拒絶しているかのような態度をとっていた等の事情を総合判断すると、子を説明しなければならない相手方である介護者と認めることは困難で、この者に連絡をしなかったことに信義則違反はない	D1—Law	山下	3

通し 番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・ 性別	問題となった 医療行為の内容	被告の類型 (医療施設、 介護施設、公 立、私立等)	意思決定が困 難な理由	親族の有 無	本人に代わっ て意思決定を した人の有 無、いる場合 の続柄	請求認 容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例 ソフト	担当者	該当度 (低1～高5)
25	最高裁	H12.2.29	最高裁判所 民事判例集 54巻2号 582頁	平成10年 (オ)第108 1号／平成10 年(オ)第10 82号		最高 裁	確定		悪性の肝臓血 管腫に対する 手術における 輸血の可否	私立病院	エホバの証人 を信仰する患 者に対して、 輸血の可能性 があることを 説明しないま ま手術。				【宗教上の理由から輸血を拒否する患者に対し、輸血の可能性があることを説明しないまま手術を行ったことは、患者の意思決定をする権利を侵害するものであると判断した事案】 医師らは、右説明を怠ったことにより、本人が輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において同人の人格権を侵害したものととして、同人がこれによって被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負う	D1-Law	山下	3
26	最高裁	H7.4.25	最高裁判所 民事判例集 49巻4号 1163頁	平成3年(オ) 第168号		最高 裁	確定		初診の患者に 対し、胆嚢癌 の疑いのある 患者に対し て、重症の胆 石症であると 説明して、入 院の同意を得 ていたが、患 者がその後入 院を中止した	名古屋第二赤 十字病院	がん告知のデ メリットゆえ に、異なる病 名を告知して 入院の同意を 得た				【患者本人に対し事実と異なる病名を告げることはやむを得ない場合があるとしながらも、そのような場合には患者が治療を受ける機会を失わないよう、家族への告知もきめ相当の配慮が必要であるとした事案】 ・初診の患者でその性格等も不明であること、本件当時医師の間では癌については真実と異なる病名を告げるのが一般的であった。 →癌を告知せず、重度の胆石症と告げたのはやむを得ない。 ・もっとも医師として真実と異なる病名を告げた結果患者が自己の病状を重大視せず治療に協力しなくなることでないように対応の配慮をする必要がある。 ・真実と異なる病名を告げた場合に、その家族に対して真実の病名を告げるべきかどうか。 →初診の患者でその家族関係や治療に対する家族の協力の見込みも不明。入院後に同女の家族の中から適当な者を選んで検査結果等を説明しようとしたが、本人が医師に相談なく入院を中止したために家族への説明の機会を失ったのだから、医師の責めに帰せしめることは相当でない。			
27	東京地裁	H6.3.30	判例時報1 522号1 04頁			第一 審	確定		進行性の胃が んの告知	クリニック	本人：がん告 知による精神 的なショック を考慮	夫、娘		説明義務 違反認容	【患者本人へ実際の病名を告知しない場合には、可能な範囲で親族への説明義務があるとした事案】 ・(夫) 本人から夫は心臓病で入院を繰り返していると聞いたため、夫にも告知を行わなかった。 →医師が本人からの説明以上に夫の状態を確認しなかったことは「やや慎重さに欠けるくらいがある」ものの、本人がいう以上は不適切な対応とまではいえず説明義務違反なし。 (娘) 医師は、本人に娘の連絡先を尋ねたが、本人がこれを拒否したため、断念した。 →本人以外にも娘の連絡先を確認し得る親族とは接触があったのだから、娘への告知を安易に断念したことは妥当とはいえない。説明義務違反あり ※本人が連絡してほしくない意思表示しているのに、これに反して娘への説明義務を認めるというのは現在の感覚からすると違和感ありか。			